

京都市選挙管理委員会告示第20号

平成28年2月7日執行予定の京都市長選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日は次のとおりです。

平成27年11月17日

京都市選挙管理委員会
委員長 松原 信廣

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成28年1月23日

ただし、年齢については、平成28年2月7日

2 登録を行う日

平成28年1月23日

3 縦覧に供する日

平成28年1月24日

(選挙管理委員会事務局選挙課)